

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数	
防衛省0Aシステム基盤のプロジェクト管理支援役務（変更契約）一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月4日	グラビス・アーキテクト株式会社 東京都港区赤坂2-20-5	6430001049574	本契約は、既に締結している役務の契約履行中に新たな役務が発生したため、当該新たな役務について、原契約者と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	8,073,002	8,072,900	99.99%					
自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務（その12）（変更契約その2）一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月10日	自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務 特設設計・日本工業・日本工業都市空間・大日本コンサル タント・パシコ・環境設計・総合設備コンサルタンツ共 同体 東京都大田区羽田旭町10-11	株式会社特設計： 9510701000413 株式会社パシコ： 2010001018851 日本工業都市空間株式 会社：419090101246 大日本ダイエーコンサル タント：8013301000938 株式会社パシコ： 5013201004656 株式会社環境設計： 420001007556 株式会社総合設備コン サルタント： 9011001012710	本契約は、既に締結している役務の契約履行中に新たな役務が発生したため、当該新たな役務について、原契約者と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	10,516,658	10,505,000	99.89%					
自衛隊施設の最適化に伴う基本方針策定業務（変更契約その2）一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月10日	自衛隊施設の最適化に伴う基本方針策定業務 パシコ・オオバ・豊和興エンジニアリング・ ムラヤマ事務所・松田平田設計共同 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地	パシフィックコンサル タント株式会社： 8013401001509 株式会社オオバ： 9013201001370 株式会社豊和興エンジ ニアリング： 3010001037401 株式会社ムラヤマ事務 所：3220001006969 株式会社松田平田設 計：8010401028152	本契約は、既に締結している役務の契約履行中に新たな役務が発生したため、当該新たな役務について、原契約者と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	5,500,000	5,500,000	100.00%					
人事・給与情報システム システム運用支援役務（06要求）一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月21日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1020001071491	本役務を履行できるのは、システムの開発及び販売元等である当該契約相手方のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）		1,983,117,400	非公表					
医療保険者等向け中間サービスのデータベース整備に関する業務委託一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月30日	防衛省共済組合 東京都新宿区市谷本村町5-1	9700150005819	本役務を履行できるのは、システムの開発及び販売元等である当該契約相手方のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	9,876,470	9,876,470	100.00%					

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
防衛省図書館劣化資料の脱酸性処理業務一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月31日	日本ファイリング株式会社 東京都千代田区神田駿河台1-8-11	9010001033642	本役務を履行できるのは、システムの開発及び販売元等である当該契約相手方のみであるため。(根拠法令：会計法第29条の3第4項)	2,574,000	2,574,000	100.00%					
公共安全モバイルシステムの整備一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	10月31日	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2-10-2	6010001011147	本役務を履行できるのは、システムの開発及び販売元等である当該契約相手方のみであるため。(根拠法令：会計法第29条の3第4項)	16,913,600	16,913,600	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。